

遠隔臨場に関する特記仕様書

1. 建設現場における遠隔臨場の試行

建設現場における遠隔臨場の試行は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員、検査職員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」、「立会」と「臨時検査」の遠隔臨場を行うものである。

なお、遠隔臨場の試行は、受注者の意向が得られた場合に実施するものとし、『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件により適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種、確認項目を選定することとする。

3. 試行内容

(1) 段階確認・材料確認・立会、臨時検査での確認

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声 Web会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」、「立会」と「臨時検査」を行うものである。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。

(2) 機器の準備

本試行工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web会議システム等は受注者が手配、設置するものとするが、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用しているWeb会議システム等を使用することもできるので、詳細については、監督員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(4) 効果の検証

受注者は、遠隔臨場の効果の検証及び課題の抽出を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

(5) 費用

遠隔臨場の試行を実施するにあたり必要とする費用については、技術管理費率に含むものとする。

(6) 不正行為

受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。